

福井地方最低賃金審議会
第3回福井県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時 令和7年8月7日(火)午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室

3 出席状況

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、廣瀬委員

労働者代表委員 杉田委員、中澤委員、山田委員

使用者代表委員 豊嶋委員、西澤委員、山埜委員

事務局 工藤労働基準部長、木村賃金室長、西村室長補佐、富田賃金係員

4 議 題

(1) 福井県最低賃金の改正決定について

(2) その他

5 議 事

○廣瀬部会長

それでは、ただいまから第3回福井県最低賃金専門部会を開催します。

本日の専門部会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望により、3名の傍聴者がおられますことを御報告いたします。

まず、定足数の御確認をお願いいたします。

○西村室長補佐

本日は9名全員の委員の御出席をいただいておりますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。それでは、本日の審議に入ります前に、全国の結審状況について事務局から報告はありますか。

○木村賃金室長

全国の結審状況につきまして御報告いたします。

まず、栃木でございます。引上げ額は目安プラス1円の64円、改定後は地域別最低賃金が1,068円、発効日は10月1日でございます。

次に、新潟でございます。引上げ額は目安額プラス2円の65円、改定後の地域別最低賃金は1,050円、発効日は10月2日でございます。

以上でございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。それでは、各側から全国の審議状況についての御発言はございませんでしょうか。

発言なしを確認

○廣瀬部会長

それでは、本日の議事の（１）福井県最低賃金の改正決定についてに入ります。

初めに、前回の専門部会での議論を事務局からの説明により皆様ともう一度確認しておきたいと思います。その上で全体協議に入り、本日は個別協議をそれぞれ２回行いたいと思いますが、そのような流れでよろしいでしょうか。

異議・意見なしを確認

○廣瀬部会長

ありがとうございます。それでは、事務局からお願いいたします。

○木村賃金室長

では、前回の各側からの見解と、頂きました御質問に対する回答をさせていただきたいと思います。着座で失礼させていただきます。

前回は目安の報告をさせていただきまして、その受け止めにつきましてでございます。労働者側の見解でございます。目安額は昨年に引き続き過去最高となったところ、春闘の結果を未組織の労働者に反映させる点では評価ができると。ただし、物価の上昇や実質賃金が目減りしているところ、特に最低賃金近傍で働く労働者には厳しいと考えられるということでございます。地域間格差につきましては、有効求人倍率が高い県内の現状を鑑み、深刻な人手不足が続いているということの御指摘、支払能力には賃金の原資の確保が必要で、国や県の支援制度が充実している中、どのように使っていくか、利用件数を上げていくかにつきましても、専門部会で検討できればと思うということ。総じて昨年を上回る数字が多く出ている中、昨年以上の目安額になったと受け止めていると。当県においても昨年以上というところを念頭に置き、データをしっかり見ながら、心を一つに合わせていただいて議論できたと思うというような御見解でございました。

一方で、使用者側の見解でございますが、発効日につきましては、労務費が価格に転嫁されるには時間がかかり、国に斉一的な発効を求めるべきとの意見もあることから、本専門部会でも発効日については議論すべきという御指摘をいただいております。今回高い引上げとなったと。基本的に最低賃金の引上げは通常の経営判断に行われる賃上げとは意味合いが違うことを考えていかなければならないという御指摘。公益見解は大企業と中小・零細企業のデータが混在しており、高い数値を導き出していると。対象となる中小・零細企業を主に考えていかなければならないというようなこと、公益見解で生計費を重視した点、物価が高騰して食料が高い数字を示しているが、瞬間的な数字を捉えるのではなく、法定３要素を総合的に判断していくことが必要と。地域間格差については、各地域で考えればよく、中央が地域間格差の話まで必要はないのではないかということの御指摘、また、影響率は３要素とともに考えていくべきというような御主張、御意見でございました。

次に、発効日につきまして御質問を頂いておりますので、その回答をさせていただきたいと思います。

まず一つ目には、公益見解では、地方最低賃金審議会での議論を要望しているという中で、本文につきましては、未組織労働者への波及のため、早い段階で発効すべきというような従来の労側の御主張でありますとか、最低賃金の改定に必要な原資確保、賃金原資の増大への対応や、支援策の運用時の経常的・時間的な余裕がない企業への対応が必要というような御意見、使用者側は、年収の壁による就業調整が早まり、人手不足が深刻化して企業経営に影響があるという、以上三つの点をこの本文の中で示しているわけですが、中賃公益委員は地方最低賃金審議会にこの3点に関する議論を求めていると解してよろしいかという御質問を頂きました。

これにつきましては、本省に問合せましたところ、本年度の専門部会の審議事項につきましては、今ほど申し上げました中賃にて3点のような意見が出されている状況に留意しながら、これまでの当審議会の議論や目安、全員協議会で示された発効日に関する考え方を踏まえつつ、従来どおり法定発効とするか、指定日発効とするかということを含め、発効日について御審議いただければと存じます、ということでございます。

発効日につきましては、10月1日や、労働者の就業調整を意識して翌年の1月1日などの意見があった場合、全国斉一的な基準がない中で、地方最低賃金審議会がフリーに決めてよいものか、というような御質問を頂いているところでございますが、最低賃金の発効日につきましては、審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても、発効日は公労使で議論して決定できるとされているところでございます。

また、中央最低賃金審議会においては、令和5年4月に、目安制度の在り方に関する全員協議会で取りまとめ、その中で、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最低賃金法においても公労使で議論して決定できるとされていることにつきまして、地方最低賃金審議会にも周知するとされたところでございまして、これにつきましては、まだ皆様には御覧いただいておりますが、中央最低賃金審議会会長の今回のビデオメッセージにもその旨の周知がされているところでございます。ですので、令和7年度の小委員会報告では、発効日についても十分な議論を行っていただくよう要望するとされたところでございまして、公労使で十分な議論を行っていただきたいとのことでございます。また、実務面はやはり前例もなかなかない中で、慎重な御議論が必要ではないか、と感じるところでございます。

回答としては以上でございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明で何か不足の点等がございましたら、御発言をお願いいたします。

発言なしを確認

○廣瀬部会長

それでは、昨日、事務局より中賃の目安答申の伝達がありましたが、労側委員、使側委員の双方から、今年度の状況報告や御意見、基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

それでは、労側、使側どちらからでも構いませんので、御発言をお願いしたいと思います。

いますが、いかがでしょうか。

○中澤委員

発言の機会を頂きまして、どうもありがとうございます。

例年のことというか、こちらから先にお話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、皆様にお配りをさせていただいております。2025 年度福井地方最低賃金審議会における金額審議に当たってという、こちらの資料を基に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

こちらは、今回、最低賃金の引上げにつきましては、A、B ランク 63 円、C ランク 64 円ということで昨日も発表がありましたが、こちらについては受け止めに以前お話しさせていただいたところでございます。

労働者側の基本的認識と主張というところで、少し真ん中のほうの欄になりますけれども、こちらは物価上昇等の上昇局面にあるというところもございまして、実質賃金に少し回復基調が見えておりますが、長期的には物価上昇に賃金が追いついていない状況の中で、この実質賃金の改善というところを意識した議論が必要だと考えております。

また、実際の賃金の状況になりますと、春闘等では昨年を上回る賃上げが実現したという部分につきまして、一昨日もお話ししましたが、この賃上げの流れを末組織労働者、最賃近傍で働く労働者の条件向上へというところで、賃金が上がるという部分も大事なのですけれども、当然、それが上がることによって、その最低賃金の近傍で働く方の生活を改善するという部分も含めて、そこは当然、生活を維持するという部分も含めて効果を波及させていくという部分で、このようなところも必要なことかなというところで、賃上げの状況についても書かせていただいているところでございます。

ただ、この春闘の引上げと、最賃も今回、全国加重平均、2024 年度の方ですが、1,055 円、これで 2,000 時間働いたとしても 210 万円ということで、まだまだワーキングプア水準にとどまるというところで、ナショナルミニマム水準というか、最低限の生活できるような水準に引き上げていかなければならないという観点から、1 頁の一番下の部分になりますが、連合リビングウェイジ等の水準達成を目指すというところが今後のスタンスになってくるところでございまして、

それでは、2 頁目をお願いいたします。

2 頁については、2002 年度の状況であるとか、地域間格差の話をさせていただいておりますが、やはりこの格差が生まれることによって、深刻な人手不足、これがまた進んでいくんじゃないかということを危惧いたしますと、やはりこちらも、地域の方も当然勘案しながら、今後、差を縮めていく必要があると書かせていただいているところでございます。

特に先般でございまして、例えば、C ランクの地域では目安を 30 円上回るような県もありまして、このような地域の雇用とか地域間格差の是正の動き自体が少し出ているのかなと考えておりますし、また、実際の最低賃金額と情勢というところを見ますと、今回、資料でも配付されておりますが、県内の求人票に記載されている募集賃金下限額が 1,108 円ということで、最低賃金を上回っている状況を踏まえていく必要があると考えているところでございます。

この中で審議を深めていくところで、その上で、労側の主張というところに、2 頁の下部の方に移らせていただきたいと思います。実際に生活保護基準を上回るというのはもう絶対的な話にはなるのですけれども、それプラス、経済的に自立できる水準、これが連合の考えるリビングウェイジの話になりますけれども、こちら3 頁になりますが、最低賃金法第9 条2 項の中には、労働者の生計費及び賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮するという形で書いておりますけれども、こちら生計費につきましては、連合では、福井県では1,140 円という金額を定めさせていただいております。こちらは福井県での最低生計費というのを計算、試算させていただきまして、これが18 万8,000 円、これを165 時間という所定内労働時間で割ると1,139 円、約1,140 円という形です。こちらと最低賃金との差額は、156 円不足している状況で、まずこのような水準について考えていかなければいけないというところがまず一つ目でございます。こちらが生計費の整理でございます。

二つ目の賃金になりますけれども、こちらは春闘の賃上げの妥結状況で、先ほども先述いたしました。賃上げ状況が昨年よりも上がっております。となったときに、最賃の前の引上げ額ですね、53 円というところもありましたけれども、それプラス、今回の引上げが更に引き上げるという部分も含めまして、このような形でまた検討していかなければならないというところで、少し賃金の状況につきましては上げさせていただいているところでございます。

すみません、こちら となっておりますが、 で、ちょっと手書きで修正をさせていただいておりますが、賃金支払能力につきましては、いろいろな文章を書かせていただいておりますけれども、個々の企業の賃金経費の負担能力ではなく、当然、全体で見て考えていかなければいけないというところで、2 点ほど書かせていただいております。

まず一つ目が北陸短観、こちら前回の資料等でも提示をされておりますが、過去10 年の数字を見ますと、売上高経常利益率は5 %以上の水準を維持しています。これは北陸3 県で見ても非常に安定している水準、また、2024 年度実績におきましては7.9%、これは全国が7.26 ぐらいだったと思うのですが、こちらを上回る水準と今なっております。また、今後、例えば業績が落ちるかもしれないとかいう懸念もあると思いますけれども、2025 年度においても、少し7.61 と下がるのですが、全国よりも高い水準にあるところも、一つのこの水準の話があります。

2022 年度以降、例えば28 円とか30 円と上がっているような状況もあるんですが、その年度が迎えた場合であっても、県内企業の1 人当たりの付加価値額は、大きく上がったたり下がったりせずに安定して推移をしております。少なくとも県全体の統計で見れば、最低賃金の大幅引上げが直ちに経営状況の悪化に結びついていないことを示しているのではないかと考えております。

また、福井県ではパートナーシップ構築宣言の登録率が実は全国1 位となっております。こちらは当然、県の方の頑張りとかも含めて、登録企業であることを要件とする補助制度などを活用し、促進策が示されているというところで、これが内閣府の情報であるのですけれども、このような形により、取引慣行の改善とか、あとは価格交渉力の向上が進んでいると考えております。

また、大幅な賃金の引上げに関しましては、各支援制度もございます。こちらは例えば業務改善助成金で言いますと、令和4 年度比で申請件数が3 倍、交付決定額が5 倍に増加しております。また、キャリアアップ助成金も支給件数が25 倍というふう

になっております。特に業務改善助成金の実績につきましては、30人未満の中小企業が約6割を占めておりまして、こちらは以前配付していただいた資料にも記載されておりますが、このような実績というのは、各企業が、規模を問わず、人件費上昇に対応するために支援制度を積極的に活用していることを示しているというふうに承知しております。

ただ、業種や企業規模により異なって、なかなか人件費比率の高いところの負担感が残ることも想定されますが、そこは今以上にこの業務改善助成金やキャリアアップ助成金の更なる利用推進を、国の方、県の方含めて推進を図っていくことで、このような形で賃上げ原資を確保していくことも、改めて進めていく必要があるというところも少し申し添えさせていただきたいと考えております。

あと、地域間格差の縮小ということで、少し補足になるんですけども、こちらは実は内閣府の地域経済レポート2024年秋号によりますと、20代前半では、相対賃金が高い地域ほど転入超過率が高いというところで、賃金が高いほうに、当たり前の話なのかもしれないんですが、転入超過率が高くて、かつ、女性でその傾向が顕著であるというところで、このような結果が報告されています。福井県自体は当然、加重平均で見ても平均より低い最低賃金水準に加えて、男女間賃金格差も大きい状況という中で、こうした地域特性が若年女性の流出とか出生率低下につながっている可能性もあるかなと考えております。

このような形で、若年層とか、特に女性の定着を図るという部分を含めると、今以上に最低賃金の引上げと地域間格差の是正が対応策の一つとして有効になってくるのではないかなというところで、地域間格差も含めて最低賃金の考え方を見ていかなければならないというところで、こちらのお話をさせていただいているところでございます。

なお、今、大分走り調子で御説明をさせていただきましたが、全て今回お預かりしている資料と、あと、地域経済レポートにつきましては、今回の資料に添付をさせていただいております。こちら参考しながら、また皆さんと一緒に話ができればなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で労働者側の主張とさせていただきます。よろしくお願いします。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。今、中澤委員からありましたけど、何か補足はよろしいですか。

そういたしましたら、使用者側委員あるいは公益委員の方から、今の御説明に対して質問ですよ。何かあれば、今の段階で。

○山埜委員

まず、労働者の生計費ということで、連合のリビングウェッジを重視ということで、1,140円という数字が上げられているんですけども、これは以前確か要望とかされていたときに、この1,140円というのは2025年度の目標ではなくて、ここ数年の目標と聞いているんですけども、それでよろしいでしょうか。別に2025年に1,140円にしなければならないというものではないということですね。

○山田委員

1 年でも早ければ早いほどという。

○ 山埜委員

分かりました。それからもう一つ、賃金のところですけども、連合の最終的な妥結額ってまだ発表されてないように思っていたのですけれども、ここに書かれています数字は、5.69 は連合ですかね。やっぱり中小企業だけの数字というのもありましたよね、確か。それ何%か。これ全体の数字だと思うので、中小だけの数字って確か出ていたのかなと思うのです。まだ最終的な数字が出てない。出ていたら教えてください。

○ 山田委員

最終ではなくても、ほぼ数字としては多分変わりはない。

○ 山埜委員

大分低いですか。

○ 山田委員

ちょっと確認します。

○ 山埜委員

すみません、お願いします。それから、もう1点なんですけども、4 頁に地域間格差の縮小について書かれていますけれども、そもそもやっぱり地域間格差というか、最低賃金法に都道府県ごとに決定しなさいと書いてあるってことは、当然、地域間の格差があるから都道府県ごとに決定しなさいということが法律の趣旨だと思いますよね。地域間格差を無くして、どんどん全国統一とか、東京に近くなるというようなものならば、わざわざ法律で都道府県ごとに決めなさいというようなことはしなくていいはずですよ。

東京での生活費ってかなり高いですから、当然、地域間格差ってあっても仕方ないことかなと思って、ですから、ここは縮小というのがちょっと引っ掛かるのが1点と、それから、ここに書かれております若年、女性の流出とか子育てうんぬんと書かれておりますけれども、これは通常の賃金の支払、通常の賃金の話であって、最低賃金がこのいうものに影響を及ぼすかっていうと、それは根拠といいますか、何かあるんでしょうか。

以上、お願いします。

○ 廣瀬部会長

もしお答えできれば今で、後で調べてからでも構いませんが。

○ 中澤委員

ありがとうございます。大きくは、先ほど連合の春闘の賃上げ状況につきましては、一旦お調べしてから回答をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地域間格差につきましては、全国平均の消費者物価自体が 100 と考えたときに、福

井が99.3という形の数字になっております。そうしますと、平均の中でも非常に高い、低い数字ではない中で、最低賃金自体は真ん中より少し下のほうの水準にあるという部分に関しましては、少し加味していかなければいけないのかなというところです。地域間格差を埋めるといいうところと、当然、生計費を確保するという意味では、そこはちょっと関連をしてくるのかなというところで少し考えています。

当然、生計費を最終的に守るのであれば、別に全国一律で定めて、それでちゃんとその分超えていますよねっていうことで話は済むと思うのですが、そこはやっぱり物価の話で、先ほどお話がありましたけれども、そこは当然、県ごとで話をしなければいけないというところで、格差も埋めるといいうところについては、当然、生計費とかも含めてという、地域の部分も含めて少し検討が必要なのかなと思っております。

もう1点、子育てという部分についてなんですけれども、今のお話ですと、最低賃金と相対賃金の違いって何ですかと。それによって、果たして人が来るようになるんですかというお話だったと思うんですが、当然、最低賃金自体が上がることによって、募集時給とかそういうのも含めて、当然上がってくると思うんですよね。当然、企業の方がそれをプラスで付けていただければ、それに越したことはないんですけれども、一つの指標としてそれを上げることによって、相対賃金も相対的に多少上がって、そこはちょっと根拠ないんですけれども、上がることによって、流入率が少しでも上げればなというところがこちらとしての考え方になります。

また不足ありましたらまた教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。山埜委員、それでよろしいですかね。分かりました。

それでは、次に、使用者委員の方からも出ていますので、御意見、基本的な考え方について御発言をお願いしてよろしいですか。どなたからでも構いませんけれども、山埜委員さんは事前に文書も頂いていますので。どなたからでも構わないですよ。

○山埜委員

それでは、私から先に意見を述べさせていただきます。

今回、目安額が出されましたけれども、非常に高くなるということで、ある程度予想はしておりましたけれども、やはり感覚として非常に高過ぎると。上げ方が急激過ぎるというふうに思っております。前も言いましたけれども、最低賃金と通常の賃上げはやっぱり意味合いが違うので、そこら辺を混同するべきではないと思っていまして、それでは、資料に沿って説明させていただきます。

まず、1番ですけれども、最低賃金の急激な引上げによって中小・零細企業を淘汰（とうた）するのかということでございます。働く人の生活を支える最低の基準といいいますか、セーフティーネットとして、全ての企業に例外なく、かつ罰則つきで適用される最低賃金というのは、通常の企業の経営判断によって支払われる賃金とは意味合いが異なる。先ほど言いましたけれども、そこを重ねて強調したいと思います。本当に急激な引上げが続くと、中小企業はやっぱり今、人手不足もありまして、人手不足を補うために防衛的な賃上げということもしておりますし、このままでは中小・零細企業は淘汰（とうた）されてしまうと思われます。

日本商工会議所が3月5日に発表しました最低賃金に関する中小企業調査によりま

すと、政府目標の1,500円に引き上げられた場合には、地方の中小企業では16.3%が廃業や休業を検討すると言っています。さらに、小規模企業では20.1%が廃業や休業を検討すると。最低賃金の引上げによって、そういった中小企業の存続を、存続させなくするのか、それでいいのかということを問いたいと思います。

それから、二つ目ですけども、価格転嫁と賃上げということでございますが、経産省の調査では、全体ですね、大企業も中小企業も全部で価格転嫁率は52.4%というふうに聞いております。まだ52.4%しかないということですよ。転嫁できた企業と転嫁できてない企業の二極分離の状況になっているというふうにも発表されております。繰り返し言いますけれども、原材料の高騰であるとか人手不足によって価格転嫁が進まない中小・零細企業は非常に経営が厳しいというふうに聞いております。

ちなみに、経営者協会が行ったアンケート調査で、賃金の改定調査でも、昨年と同額又は昨年より減額した、これは通常の賃上げの話なんですけども、上げられなかった企業が令和6年度は25%と。令和7年度になりますと36.9%ということで、だから、経営者は賃上げしたいんですけども、賃上げしたくてもできない企業が、約4割近い企業がかったということを考えていただきたい。やっぱり一方的に最低賃金を急激に引き上げていくのはやっぱりおかしいなと思っております。

それから、三つ目でございますけれども、中小・零細企業の実態を踏まえて、支払能力を重視すべきと。使用者委員の私が言うのはちょっとおかしいんですけども、上場企業の大手の内部留保というのは連続して過去最高を記録して、大手が価格転嫁をするたびに物価が上がりまして、何か価格転嫁が物価高を誘引するような皮肉な結果となっております。労働分配率も、規模が大きい企業ほど分配率が低下しているということで、ますます大企業は留保資金をためて、本来ならば留保資金の中から賃上げ分に回すというのが理想だと思いますが、そうはされてないような感じを受けます。

一方で、価格転嫁が進まない中小企業では、いわゆる賃上げの原資をどこからか調達しなければなりませんから、例えば生産性向上とかいろんな技術革新でもうけることができれば、利益を出すことができればいいんですけども、簡単にいきませんので、結局は最賃の賃上げ分をほかの人の賃上げを少なくして調整するとか、期末手当を、いわゆるボーナスですね、ボーナスを少なくして調整するとか、そういうふうにやりくりしなければ結局はできないわけですよ。さらに、設備投資を減らしたり、それから借入れをしたり、こういうことは企業にとっても労働者にとってもプラスにならないということで、やはり最賃の引上げが影響する一番の企業は中小・零細企業でございますので、そこを基準に考えなければならないというふうに思っております。

それから、四つ目ですけども、政府目標の1,500円ですけども、これも経営者協会がアンケート調査を行いましたら、71.9%の企業がある程度の引上げは必要だが高過ぎるというふうに答えております。規模が大きい企業の中には容認する企業がありまして、17.9%ありました。しかしながら、個別の聞き取りでは、やっぱり人件費の負担増に耐えられないとか、福井県は1,000円を超えると給与体系を見直さなければならぬので問題だと答える企業も多かったです。そもそも1,500円というのは何の根拠もないと思われますので、そういうふうには法律無視で勝手に決められてもらうのは非常におかしな話だと思います。

それから、五つ目の、さっきも言いましたが、地域間格差の話でございますけれども、近年突然、地域間格差が注目を浴びまして、最賃が適用される労働者というのは、大まかに言いますと、パートとか外国人の技能実習生とかが多いと思います。それぞ

れの労働者は当然、賃金の高いところを選択するというのもう理屈だと思うんですけども、パートの方なんかは、例えば僅かな賃金単価差よりも、家から近いとか、職場の雰囲気が良いとか、仕事が慣れているとか、そういうことで仕事を選ぶ方が多いように聞いております。

また、技能実習生においても、ここが2円高いからあっちに行くとか、そんな単純な問題でなくて、実際に支払われる賃金、いろんな手当がありますよね。それから超過勤務手当とか、あるいは就労条件、アパートの整備であるとか、そういった総合的な条件で企業を決定するように聞いておりますので、ただ最低賃金を2円石川県よりも上げたから福井県にとどまるとか、福井県を選択するとか、そういうことは実際問題としてはあり得ないと思います。

石川県とか富山県とか滋賀県とか、そことひたすら競り合って、隣も上げるからうちも上げる、負けるな、負けるなというようにお互いに競争して勝つことが一体どんな意味があるのか、ちょっと私には分かりません。賃金が上がっても、それ以上に物価や税金が上がって、生活がより苦しくなれば、結局誰も幸せにならないのではないかというふうに思います。

それから、六つ目ですけども、最低賃金法に定める3要素の客観的なデータを考慮してやっぱり決定すべきだと。これはもう本当に原則中の原則だと思います。今回の中央審議会の目安額というのは、法律で定める生計、賃金、支払能力の3要素を考慮した形となっておりますけれども、やはり政府が示した時給1,500円という目標を追求するためにつじつま合わせをしたとか思えないような内容だと思います。やっぱり3要素の客観的なデータに基づいて決定すべきだと考えております。

あと、その他も幾つもあるんですけども、主なものを書きましたが、いわゆる一般就労が困難な障害者の方ですね。障害者の方が雇用契約を結んで働く機会を提供する福祉サービス、障害者就労継続支援A型事業所というのがあるんですけども、利用者は最低賃金以上の給与を受け取りながら、支援を受けて、働く力の向上を目指しているわけでございます。

この労働者ですけども、やはり経営が成り立たないと駄目なんで、最低賃金が上がりますと、その事業所の経費が上がって、経営が成り立たなくなるわけですね。ですから、そういったA型事業所が今少なくなってきておりますし、働く方も減ってきております。これ数字を出そうと思いましたが、県が数字は出さないでくれと言われたので、ちょっと出せませんが、そういうことだそうです。

それから、書いてありませんが、年収の壁の問題もあります。単価が上がりますと、働く時間を抑えてしまう。そういう問題がまだ解決していませんよね。ですから、急激な引上げがやっぱり企業にとっても労働者にとっても利益にならないと思います。事業の継続と従業員の雇用維持の観点から、妥当な、急激な引上げでなくて、3要素を考慮した妥当な額にすべきだと思います。

近年、急激な引上げを何回もやっていますが、果たしてこれは経済とか雇用とか、そういったものにどれだけ効果があったのかと思ったときに、三、四年はたちますけれども、ますます悪くなる一方で、何も良くなっていないんじゃないかと思います。ですから、最低賃金の引上げは、それは効果がないんじゃないかなど。急激な引上げは効果がないんじゃないかと。ちょっと短絡的ですけども、そういうふうに感じています。ちょっと長くなりましたが、御検討よろしく申し上げます。

以上です。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。ほかの使用者側の委員の方で補足しておきたいことなど、御発言はありますか。

それでは、使用者側の委員から資料を含めて出していただきましたけれども、労働者側委員、あるいは公益委員の方から御質問等ございませんでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員

今ほど御意見ありがとうございました。幾つか納得できる、している部分も私の中ではあるのですが、幾つか質問させていただきたいと思っています。

まず、最初におっしゃっていました1番目の、最賃というのは働く人の生活を支えるセーフティーネットだということをおっしゃっていましたが、私たちもその考えは同じ、類似している気持ちは持っているんです。その上で、連合としては、働く人の生活を支えるセーフティーネットの金額が、今の物価水準に合わせて福井では1,140円が必要だと定義づけているんです。

いろんな積み重ね、山埜さんも十分御承知だと思いますけども、というふうに示しているんですけども、使用者側のほうは、セーフティーネットとして必要な額というのを幾らというふうに定められているのか。その考えをまず聞かせていただかないと、全く我々労働者側との水準の論議ができないのかなというふうに感じました。できればその額をお示しいただけたらなと思っています。もちろん根拠も含めてということなんですけども、お願いしたいなと思っています。

同じ文章の中で、末尾に中小企業は人手不足と重なって淘汰（とうた）されてしまうというふうな発言も、これも毎年おっしゃっていることで、分かってはいるんですけども、使用者としても大事な考えだと思いますけども、国としては、今日か昨日かの新聞読んでおりますと、厚生労働省だったと思うんですけど、企業が賃金上昇に耐え得る収益基盤をまず作っていくことが不可欠だと書かれていまして、賃金の上昇で企業の新陳代謝が進むことは、経済が成長する上でも自然な流れだと。国はまずこういうふうに言っているんですよ。

ここを、正直厳しい言葉ですけど、これは我々も理解して、何ていうんですかね、これはもう当たり前と言うと語弊があるかもしれませんが、一定そういう流れも必要な、成長のためには必要だということを、使用者の皆さん、経営者の皆さんは認識した上で、今後の経営活動をしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えているところです。もし御反論があれば言っていただければ結構かと思います。

あと、2番目について、6年度と7年度の具体的数字が入っていたんですけども、対象の企業とか数とか、もし分かれば教えていただきたいなと思いました。企業規模がどういうところに対するアンケート結果なのかとか、全てなら全てでもいいですけども、何社ぐらいのアンケート結果なのかなという、正確じゃなくても結構でございますので、大体の数字がいただけたらなと思いました。

あと、4番目とか6番目のところに1,500円に対する認識のところがありました。私たちが決して根拠がある数字だと思っていないし、労働者側としても、連合本部も言っていましたけども、別に1,500円に振り回されているつもりはないというふうに考えていますし、あくまでも今必要なセーフティーネットとして、今の必要な実質

賃金の向上に向けてというところで私たちも考えていきたいと思いますので、決してこの1,500円に踊らされることなく協議できればなというふうに思っています。

あと、地域間格差、5番目のところについては、いろいろございますけども、今までも話の中に出てきましたけど、他県と1円2円を競うようなところは私もナンセンスだと、昨年も私も思っていましたし、あまりにも都市部との開きが大き過ぎるというところが一番の課題なのかなと思っています。その上で、一気に東京都の200円ぐらい、百何十円とか200円近い差を埋めようと思うと、それは無理なところなので、まずは近隣のところからというところなのかなというふうに思っています。だから、石川に1円勝てとか、そういう話ではないと思っています。

そうですね、一旦これぐらいにしておきたいかな。私からは以上ですけども、何かほかがありましたら。

○中澤委員

ほとんど山田委員が言ってくれたんですが、1点だけ御確認させてください。2の価格転嫁と賃上げについてというところで、令和6年と令和7年の数字、先ほど対象企業と数というところで山田委員の方から御質問いただいたと思うんですが、プラス、賃上げしたくてもできない企業というところが、最賃に関係あるところなのか、それとも、高い水準で給料を払う、ある程度最賃を超える金額で払われていて給料が払えないということであれば、ちょっとまた話が変わってくるかなと。最賃ぎりぎりで行っているけれども、それに対して払えないという訴えをされているのかというところで、少し調査の意味合いが、この御提示いただいている資料の意味合いが変わってくるというところで、少し1点御質問を、もし今分かればというところにはなるんですけども、させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○廣瀬部会長

今ほど労働者側委員からお伺いした話ですと、山埜委員が準備してくださった4、5、6については、お互いに多分それほど離れていませんよというお話だったかと思えます。それに対して、1番目と2番目につきましては、特に2番目は経営者協会で作った賃金改定調査ということですので、それについて対象とかについて明らかにしてほしい、また、賃上げしたくてもできない企業というところが、まあ言ってみれば、最賃の影響が及ぶような企業なのかということについてお答えいただければということですね。

それから、1番に関して山田委員がおっしゃったのは、連合としてというふうに最初に提示されたと思うんですが、1,140円という、そういうイメージは出しているけれども、じゃあ使用者側の方は大体幾らぐらいを想定されているのかということについてお伺いできればということをおっしゃっていました。

今答えられればお答えいただいて、あと、例えば双方それぞれからお聞きする間にちょっと調べていただくことも可能なんですけども、いかがでしょうか。

○山埜委員

答えられる範囲で答えさせていただきます。

まず、山田委員からの御質問で、セーフティーネットというのがどのくらいか考え

ているかということですが、セーフティーネットは幾らが妥当かというのは、すみません、考えたことがありませんので、今お示しすることはできないんですけれども、生活保護費と毎年比較していますので、一つの目安は生活保護費なのかなというふうにも思いますし、個人的にはもっともっとたくさん、たくさん金額が必要かなというふうに思っております。なかなか最低賃金だけで、最低賃金に所定労働時間を掛けて得た収入だけで生活するというのは確かに非常に難しいと個人的に思っております。

ただ、繰り返し言いますけれども、対象がパートの方であるとか、外国人の技能実習生で日本と為替が違うようなところの方が最賃の対象に多いので、あんまり通常の、通常我々の周りで生活しているような方というのはあんまり考えたことないんじゃないかなと思うんですけれども、答えになってないんですけれども、ちょっとセーフティーネットというのは幾らかというのはちょっとお答えできません。

それから、2つ目ですけれども、新陳代謝とおっしゃってしまして、結局は効率が悪いところは潰れても、という話じゃないかなと思うんですけれども、そのところは、確かに生産性が高いところにシフトしていくというのは一つの考え方だと思います。ただ、地方にとって、そういうことをすると、非常に逆に労働者が生産性の高い企業にすぐに再就職できるのかということ、そこは難しいんじゃないかなと思います。ですから、やはり小さいところも生産性向上とか効率を良くして、まずは経営を継続させるということが大事なんじゃないかと。使用者的な発言でないかもしれませんが、思います。

それから、経営者協会のアンケート調査ですけれども、実はこれ賃金の改定状況調査ということで、最低賃金を意識しておりませんので、全体の賃金の話です。ですから、全体の賃金の話の中では、今やっぱり経営が良くないところは賃上げができないところがかかなり増えてきているという話です。

それから、ここの賃上げできないところが最賃を使っている企業かどうかというのはちょっと、それはアンケートをそこまで分析していませんので、お答えできません。

あと、地域間格差の話ですけれども、認識はほぼほぼ同じではないかなと思っておりますけれども、都市部との開き、例えば東京との開き、そこは当然、基本的に東京なんかは大企業が多いですから、基本的な給料が全然違いますよね。IT企業であるとか、不動産企業であるとか、金融関係の企業であるとか。知人に聞きますと、とんでもない給料もらっています。そういう地域間格差の話であって、最低賃金の話で地域間格差を議論していくのは、僕はどうかと思うんですけれども。最低賃金が東京は高いから私は東京でアルバイトしたいんだと、そういう問題じゃないんじゃないかなと。そういうふうに考えております。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。もし、まだ御発言ここであればお聞きしますけれども、それでは、一応双方からお考えを頂きましたし、それに対して御質問があって、お答えいただいたかと思えます。

その上で、事務局に例えば追加の資料を求めるといったことをお伺いしたいんですけど、どうでしょう。

それから、山埜委員、もし、先ほどおっしゃった経営者協会が行ったアンケートとか、公開されているもの、されていないものなんですか。

○ 山埜委員

されています。ホームページに載っています。

○ 廣瀬部会長

だそうですので、すみません、またそれを御確認いただいて、対象企業数であるとかを見ていただければ。

○ 山埜委員

対象企業は、アンケートが大体 250 ぐらいのアンケートを出しまして、回答が大体 100 です。

○ 廣瀬部会長

規模別の集計とかは。

○ 山埜委員

規模別は、一応規模別は書いていますけれども、規模別とリンクはさせていません。従業員の数は当然、規模別、職種別に書いてありますけれども、内容とのリンクはしていません。

○ 山田委員

100 社のうちの何社ぐらいが 300 人以下とか、そういうのは分かるんですか。

○ 山埜委員

分かります。

○ 廣瀬部会長

じゃあすみません、ホームページに公開されているということですので、そちらを御確認いただければと思います。

事務局に追加で何か求めるというのは特にはないですか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、特にこれ以上追加等がないということですので、お時間もありませんので、個別協議に入らせていただきたいと思います。

それで、どちら側からというのは、大体いつも、双方の御意見いただいたということで。

○ 木村賃金室長

両方で決めていただいて、その流れで結構でございます。

○ 山田委員

2 ターンぐらいあるんですか。

○ 廣瀬部会長

今日は 2 ターンです。まず 15 分ずつぐらいお伺いして、その後またちょっと一旦公

益で話して、10 分程度というふうに考えておりますので、1 回目は各側 15 分程度で、合計 30 分程度をめどに行って、また集まっていただいて、全体協議と公益による検討、これ我々が退席してするんですけども、2 回目に各側 10 分程度、計 20 分という形で考えております。

そういったしましたら、ちょっと私の想定とは違ったんですけど、じゃあ、分かりました。

そうしましたら、すみません、今、双方もおっしゃったということですので、公益の委員も使側からで構わない。

○井花委員

どちらからでもいいんでしょうけど、目安、中央の公益見解を踏まえると、使用者側から先に御意見をお聞きしたいというか、お考えをお聞きしたいというのが私の意見、考えではあります。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。ということは、双方、ちょっと以前とは違うんですけども、使側からお伺いするということになりましたので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、使用者側代表委員との個別協議を始めさせていただきたいと思いますので、ここからの個別協議につきましては、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合と認めますので、非公開とします。傍聴人の方、申し訳ありませんけれども、御退席いただければと思います。この後の審議予定につきましては事務局の方にお聞きください。

そして、労働者代表委員の方は控室にて待機をお願いしたいと思います。

（労働者代表委員退室）

（公使による個別協議を開始）

～非公開審議～

（公使による個別協議を終了）

（使用者代表委員退室）

（労働者代表委員入室）

（公労による個別協議を開始）

（公労による個別協議終了）

（使用者代表委員入室）

○廣瀬部会長

それでは、全体協議を再開させていただきたいと思います。各側との個別協議を終えたと思います。

○西村室長補佐

すみません、廣瀬部会長、傍聴人の方が。

○廣瀬部会長

すみません、お待ちしましょう。

（傍聴人入室）

～ 公開審議 ～

（公労使による全体協議を開始）

○廣瀬部会長

それでは、各側との個別協議を終えたところですが、先にお伺いしました使用者側代表委員の御意見としては、幾つか議論なされたところで、根幹のところでは労側と大きく差がないのではないかとすることは最初におっしゃっていた上で、やはり新陳代謝、淘汰（とうた）というところが、それを進めることで、多様な、つまり働き方にいろんな種類があって、例えば山埜委員の資料にもありましたように、障害者就労継続支援A型事業所とか、そういったものも含めて雇用が失われるおそれがあるのではないかとということをおっしゃいましたし、あるいは、そういったものだけではなくて、急激な賃上げに伴って、技術がある中小零細の企業が廃業に追いやられることになるおそれがあるのではないかとということなんかをおっしゃっていました。ちょっとごめんなさい、僕のほうで申し上げましたけども、急激な引上げというものがもたらす影響ということをおっしゃっていたかに思います。それでよろしいですね。

それから、今、労働者側の御意見をお伺いしまして、というか、こちらが質問させていただいたところもあるんですが、地域間格差という問題に関しましては、単に、別に富山だからとかいうわけではないけれども、例えば富山と福井を比較した場合に、物価指数なんかを比較して、それに対する最賃の割合なんかを見た場合に格差があって、そういう格差は、同じ北陸とかそういうのは抜きにして、やはり解消すべきものではないかと。地域による実質的な生活水準、その格差解消という意味合いで地域間格差ということを行っているという。

また、都市部との間の格差も解消しないといけないし、さらに、これ知事もおっしゃったかと思うんですが、外国人の技能実習生の人からすれば、それは、家から近いとか、そういう条件ではなくて、やはり条件がいいところを目指してくるし、また、みんながみんな賃金以外のメリット、福井県で就労するメリットではなくて、やはり賃金というものの格差でほかに出ていってしまうということで、選ばれる福井ということをおっしゃっていたように思います。

リビングウェッジというものは、これはなるべく早く、可能な限り早くということ

でおっしゃっていて、例えば、もちろん今年でということでないけども、2年とかいう形で解消していくようなものではないのかということをおっしゃっていたように思いますが、よろしいですかね、こんな感じで。

ということで、御意見承りました。今申し上げたので双方、大体私のまとめで問題ないということでありましたら、ここで一旦、別室にて公益内での検討、作戦会議をさせていただきたいと思いますので、そのため、ちょっとお時間をいただきたいところですね。おおむね20分ほど、よろしいですかね。

すみません、傍聴人の方、戻ってきてすぐなんですが。

○木村賃金室長

傍聴人の方は、一旦退席を。

○廣瀬部会長

そうですね。ごめんなさい。お願いします。

(傍聴人退室)
(公益代表委員退室)
(公益代表委員入室)

○廣瀬部会長

傍聴人の方が戻ってきてないのでちょっとあれなんですけれども、それでは、全体協議ということで再開したいと思います。

今、公益側の考えについて我々で少し協議をさせていただきましたので、我々の考え、あるいは各側にもう一度確認したいことについて、個別協議にてお話しさせていただければと思っております。時間もございまして、所要10分と考えておりますので、また使用者の方との個別協議から始めさせていただきたいと思います。労側の方、申し訳ございません。控室にて待機願います。大体10分程度というふうに考えております。

(労働者代表委員退室)

～非公開審議～

(公使による個別協議を開始)

(公使による個別協議終了)

(使用者代表委員退室)
(労働者代表委員入室)

(公労による個別協議開始)

(公労による個別協議終了)

(使用者代表委員入室)

～ 公開審議 ～

(公労使による全体協議開始)

○ 廣瀬部会長

それでは、傍聴人の方はお帰りになったということです。

本日それぞれに個別協議を実施させていただきました。大枠としては賃金上昇もやむを得ないということで、中央の目安賃金というものが基準となって、あとプラスアルファの部分ということについて今後議論になるということについては、どちらも合意といいますか、意見としては一致していたのではないかなというふうに思っております。

その上で、幾つか論点が出ました。急激なという部分、急激な賃上げがどうかということ、あとは地域間格差の捉え方ですね。地域間格差につきましても、単にお隣がどうだこうだというよりは、データに基づいた客観的な格差の解消が必要ではないかということだったと思います。

そういったところを踏まえて、方向性についての議論は今日ここまでなんですけれども、明日ですね、明日は具体的な協議に入っていくわけですので、まとまって提示という形では、今回、金額出してもらっているわけではないということですから、すみませんけれども、労側のほうでもう一度金額という形で、使側のほうも金額という形で一旦、明日お持ちいただけるようにしていただければと思います。もう今日夕方、明日までですけど、例年こんな感じなんですか。

○ 木村賃金室長

初回はこのような感じで。

○ 廣瀬部会長

すみません、分かっておらずに。ということですから、この後それぞれの中で熱い議論が交わされるかと思うんですけれども、すみませんけれども、一旦、明日御提示いただいて、それを基に、公益が受けて、少しずつ双方納得できる水準というものを見つけていきたいというふうに思います。

ここまでで、公益は、先ほど双方にお伝えしましたように、この辺りが論点になるかなということを我々公益の方でも受け止めております。この中で議論を進めて、我々公益としても見解をまとめていくようにしていきたいと思っておりますので、ちょっと時間がない中ですけども、明日、金額御提示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

この件に関して何か特にないですかね、追加すること。

発言なしを確認

○廣瀬部会長

ないようでしたら、議事の（２）のその他に入りたいと思います。

こちらで特に用意しているものはないということですが、皆さんから何かございませんかね。よろしいですかね。

発言なしを確認

○廣瀬部会長

そういたしましたら、最後に事務局から次回の案内をお願いします。

○木村賃金室長

長時間ありがとうございました。明日、８日金曜日午前１０時から第４回専門部会を開催いたします。場所はこの労働局の会議室でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬部会長

ということで、ちょっと皆様に宿題を出させていただきましたけれども、よろしくお願いいたしますと思います。

すみません、ちょっと大変申し訳ないんですけども、これ随分前から決まっていたことで、私は明日ちょっと欠席させていただくということになります。でも、安心して、佐藤委員が部会長代理として仕切ってくださいますので、しっかり進めてくださると思います。

それでは、本日の専門部会、これにて終了いたします。御苦勞様でした。ありがとうございました。

（閉 会）